

保険証の変更と保険料の決定について

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	静岡県榛原郡川根本町〇〇〇123番地
氏名	川根本 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成28年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39224290 静岡県後期高齢者医療広域連合

8月1日から被保険者証（保険証）が「オレンジ色」に変わります

○保険料の納め方
納付の方法は、年金差し引きによる方法（特別徴収）と、現金又は口座振替による方法（普通徴収）があります。年金を受給している人は、法令に基づき、原則、年金差し引きによる納付をすることになっていきます。基本的には、左ページ中段の表のような納付方法となりますのでご参照ください。

また、年金差し引きで納付している人でも、申し出により口座振替による納付を選択することができます。その際は役場の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

○便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください
新しく後期高齢者医療制度に入れた人や、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまで後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくこととなります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続きをしておきましょう。

○保険料軽減措置について
所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

《所得の低い人に対する軽減》
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下の①～④の場合、軽減措置が適用されます。

- ① 33万円以下の人
- ② 均等割が8.5割軽減されます。
- ③ ①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない人
- ④ 均等割が9割軽減されます。
- ⑤ (33万円+26.5万円×被保険者数)以下の人

○8月1日から後期高齢者医療被保険者証（保険証）が変わります

今まで使っていた緑色の保険証は有効期限が7月31日までの8月以降は使えません。有効期限を過ぎた古い保険証は細かく裁断するなど住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意して処分してください。

○平成28年度保険料の決定

平成27年中の所得に基づき、平成28年8月に平成28年度の後期高齢者医療保険料が決定され

ます。これを確定賦課といえます。4・6・8月に支給される年金から仮徴収の方法によって平成28年度分の保険料をすでに納付している人は、決定した年間保険料額から4・6・8月に納めた額を差し引いた、残りの額を納めていただくこととなります。その際、決定した年間保険料額よりも仮徴収額が大きければ、過納額を還付します。

平成28・29年度の保険料率（2年に一度改定）と年間保険料の算出方法は下表のとおりです。

■平成28・29年度保険料率

	26・27年度	28・29年度
所得割率	7.57%	7.85%
均等割額	38,500円	39,500円
賦課限度額	57万円	57万円

■年間保険料の算出法

所得割額
(被保険者の総所得金額等 - 33万円) × 7.85%
.....㊦

均等割額 39,500円 × ㊦
年間保険料 ㊦ + ㊠ (賦課限度額 57万円)

均等割が5割軽減されます。

④(33万円+48万円×被保険者数)以下の人均等割が2割軽減されます。

※ 軽減の判定時には、保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金に係る所得からは、さらに15万円を控除します。

また、年金収入が153万円以上211万円以下(※)の人は、所得割が5割軽減されます。

※ 年金収入のみの人々の基準です。その他の所得がある人は基礎控除後の総所得金額等が58万円以下である場合に軽減措置が適用されます。

《被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減》
後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社などの健康保険組合などの被扶養者」であった人は、所得割がからず、均等割が9割軽減されます。

○保険料は、病院や薬局へ支払われる皆様の医療費へ充てられています

皆さんに納めていただく後期高齢者医療保険料は、安定的な医療制度を維持していくために不可欠ですので、納め忘れないよう納期限までの納付をお願いいたします。

また、特別な事情があつて保険料の納付が困難なときなど、納付に関することは、役場の後期高齢者医療担当窓口へご相談ください。

保険料の納付方法・納付月

☆=年金差し引き ○=現金又は口座振替

徴収方法	納付月	平成 28 年										平成 29 年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1. 仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人		☆		☆		☆		☆		☆		☆		
2. 仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人		☆		☆		☆	○	○	○	○	○	○	○	
3. 仮徴収されていなくて確定賦課で年金差し引きとなる人						○	○	☆		☆		☆		
4. 仮徴収されていなくて確定賦課で普通徴収となる人、及び既に年金差し引き中止を申し出ている人						○	○	○	○	○	○	○	○	

※年度の途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人などは、しばらくの間、現金又は口座振替での納付の方法(普通徴収)となります。

○限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、減額認定証の交付を受けることで、次の場合に減額が適用されます。

1. 対象者 世帯全員が平成28年度住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)の被保険者

2. 減額の内容

病院などに入院・通院された場合、保険証とあわせて病院などの窓口に掲示することで、自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)が、各区分に応じた額に減額されます。

交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院などの窓口に掲示してください。

なお、減額認定証が交付されていないと、これらの減額は適用されませんので、上記「対象者」に該当される方で、減額認定証が必要な方は、以下の手続方法をご確認ください。

3 減額認定証交付の手続方法

◎既に減額認定証をお持ちの方

現在交付されている減額認定証は、「平成28年7月31日」が有効期限です。

8月以降も上記「対象者」に該当される方は、自動更新されますので申請する必要はありません。

なお、減額認定証は、7月末までにお住まいの町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

◎減額認定証をお持ちでない方

現在、減額認定証をお持ちでなく、上記「対象者」に該当される方は、必ず病院などへ受診する前に川根本町役場の担当窓口へ申請をしてください。

申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代等の減額が適用されるのは、申請された月の初日からとなりますので、ご注意ください。

※自己負担限度額及び標準負担額(食事代など)は、所得区分によって異なります。詳しくは、保険証更新の際に同封された小冊子をご覧ください。